

短時間労働者への社会保険適用拡大について

平成24年2月16日
相模原商工会議所
日本商工会議所

商工会議所の意見

1. 国民負担率（税・保険料）を明確にし、持続可能な社会保障制度の再構築を

○一体改革に伴う国民負担率（税・保険料）の全体像及び適用拡大に伴う負担水準等を明確にされたい（事業主の負担に大きく依存した社会保険料体系の維持は限界）。

2. パート労働者への社会保険の適用拡大について十分かつ慎重な検討を

○中小企業は厳しい経営環境にあり、加えて、一体改革に伴う企業負担の増加が見込まれる。社会保障制度の持続可能性確保のために消費税上げがやむを得ないとしても、適用拡大は、年金および医療保険それぞれの財政、加入者および企業への影響を試算し、示すとともに、上記で明確にされた負担を踏まえ、十分かつ慎重に検討し、企業の負担増を極力抑制されたい。

3. 真に必要とする人に対象を限定されたい

○「社会保障・税一体改革」は現行制度の見直しであり、適用拡大の対象は、セーフティネットの観点から、真に必要とする層（例えば母子家庭の母や非正規雇用の世帯主など）に絞るべきであり、第3号被保険者、学生、年金受給者等は対象外とされたい。

4. まず1号及び3号制度のあり方を議論し検討されたい

○1号及び3号制度のあり方を決めた上で適用拡大の制度設計をされたい。

5. 標準報酬月額下限を維持されたい

○標準報酬月額下限を引き下げると、国民年金より低い保険料で、より多くの給付を支給することになり不公平。

6. 中小企業を適用拡大の対象から除外されたい

○中小企業を取り巻く環境、一体改革による負担増を勘案し、中小企業を適用拡大の対象から除外されたい。

企業への影響

中小企業の経営環境は平成19年法案提出時より悪化

- ・ 中小企業の労働分配率は約9割（※1）。景況感（※2）は大幅に悪化。

（※1）資本金1,000万円未満の中小企業 平成19年 83.6 平成21年89.1

（※2）商工会議所早期景気観測調査 業況DI 平成19年4月▲25.3 平成24年1月▲31.9

一体改革で企業負担は一層増加

- ・ 中小零細事業者にとって、消費税増税の一方で、消費税引上げに伴う価格転嫁は困難。

- ・ 中小企業の健康保険料（協会けんぽ）負担が増加（※3）。

（※3）平均料率 大企業7.90%（23年度） 中小企業9.50%（23年度）→10.00%（24年度）

- ・ 高齢者雇用（※4）・有期労働契約（※5）に係る規制強化。

（※4）継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を廃止

（※5）5年超の反復更新の場合、労働者の申出により無期労働契約に転換させる仕組みを導入

適用拡大すると企業の保険料負担は大幅に増加

- ・ パート労働者一人当たり、年間約15万2千円（※6）の企業支出増（同額本人負担）。

（※6）月額給与98,000円の3号のパート労働者が2号に移った場合。

年金：約8,000円/月、医療：約4,600円/月

- ・ 年金保険料の増加のほか、子ども・子育て支援の拠出金負担（※7）も増加。

（※7）厚生年金適用事業所が年金保険料に上乗せして負担。24年度0.15%

解決すべき制度上の論点

適用拡大とは

- ・年金および医療保険において、最大約400万人のパート労働者が1号被保険者または3号被保険者から2号被保険者に大きく移動する、大規模な制度変更。
- ・労働者、企業にとって、最大で9,000億円から1兆円の保険料負担増をもたらす制度変更。
(1号被保険者：自営業者とその配偶者、無職など 2号：民間サラリーマン、公務員 3号：2号の配偶者)

適用拡大の目的は何か

- ・「非正規雇用者の将来の年金権の確立」が目的であれば、真にセーフティネットが必要な者（例えば母子家庭の母や非正規雇用の世帯主など）がどのような者なのか議論が必要。
- ・労働者から見て「働き方に中立的な制度」を目指した場合、特に3号被保険者の取り扱いが大変難しい（「被扶養者認定基準130万円未満」を含む）。他方、事業主から見て雇用に中立的な制度という観点が欠落（雇用喪失の懸念）。

1号、3号制度のあり方についてどう考えるか

- ・1号被保険者制度や3号被保険者制度のあり方の検討が必要。
- ・1号被保険者が加入する国民年金の未納率が40%を超えるため、「適用拡大は事業者への負担の付け替え」とする指摘があることについて、どう考えるか。
- ・3号被保険者制度は「働き方に中立的ではない」との指摘があるが、適用対象を20時間以上に拡大した場合、「企業は雇用調整を行わざるを得ないのではないか」との見方があることについて、どう考えるか。

適用拡大した場合の年金財政への影響についてどう考えるか

- ・厚生年金財政に影響しないか、試算が必要。

適用拡大した場合の医療保険財政への影響についてどう考えるか

- ・健康保険組合(大企業)、協会けんぽ(中小企業)において拠出金負担が増加する(高齢者医療への拠出金人数割)。
- ・国民健康保険の財政に影響しないか、試算が必要。

保険料の算定及び国民年金の保険料との公平性をどう考えるか

- ・従来通りの保険料算定基準(標準月額報酬下限98,000円)では、所得に比べて高い保険料を支払うことになる。
- ・下限を引き下げた場合、国民年金(15,020円)より低い保険料で、より多くの給付となる制度設計上の問題をどうするのか。

パート労働者の負担をどう考えるか

- ・企業負担だけでなく、パート労働者にも負担が生じることについてどう考えるか(3号から2号に移る場合、年金、医療保険とも新たに保険料負担が生じる)。

複数の事業所で働くことを阻害しないか

- ・週20時間以上を適用拡大の対象にすると、複数事業所で働くことを阻害しないか。

共済年金適用事業所の扱いはどうなるか

- ・共済年金適用事業所で働くパート労働者の年金、医療保険の扱いはどうなるのか。